

大社/出雲発安来方面行き

たたら歴史と 日本一の山城月山富田城を知る旅

ご旅行代金

お1人様

4,000 円



GoTo トラベル適用金額 ↑

【GoTo トラベル適用前金額 (12,000 円)】

☆ツアーお勧めポイント☆

- ① GoTo トラベルキャンペーン利用で和鋼博物館入場と
安来市立歴史資料館入場付きでこの価格♪
- ② 旅行金額に応じた
GoTo トラベル地域共通クーポンでお買い物♪

☆立ち寄り先見どころ☆

- 月山富田城・安来市立歴史資料館
日本 100 名城にも選ばれた天然の山城
- 天野紺屋
約 200 年の歴史をもつ老舗紺屋
- 道の駅あらエッサ
地元の名産品や新鮮野菜などを沢山買いましょう♪
- 和鋼博物館
優れた製鉄「たたら」に関する総合博物館で
鉄について知識を深めましょう



※料理の写真はイメージです

旅行実施日

A 2020 年 11 月 2(月), 9(月)
B 2020 年 11 月 7(土), 15(日), 22(日)

乗車箇所 神門通り広場(8:30) ⇒ JR 出雲市駅(8:50) ⇒ 出雲空港(9:15)
降車箇所 出雲空港(16:40) ⇒ JR 出雲市駅(17:05) ⇒ 神門通り広場(17:30)

行 程

【お食事】朝：× 昼：○ 夜：× 【添乗員】同行しません 【運行会社】(有)出雲観光タクシー(同等クラス)

出雲観光車庫=途中乗車= 月山富田城(車窓)・安来市立歴史資料館 == 天野紺屋
8:20 10:10~11:00 11:05~11:40
== 山常楼(昼食) == 和鋼博物館 == 道の駅あらエッサ =途中降車=出雲観光車庫
12:00~13:20 13:30~14:30 14:45~15:30 17:40



募集人員

実施日 日…15 名様 (最少催行人員 9 名様)

実施日 日…10 名様 (最少催行人員 9 名様)

申込締切日

各実施日の 7 日前

国内旅行条件 (要約)

※お申込みの際はご確認ください。詳しい旅行取引条件説明書は別途お渡ししますのでお申し出下さい。

1. 本旅行条件書の意義
本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部と
なります。
2. 募集型企画旅行契約
(1) この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約
(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
(2) 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部
(以下「当約款」といいます)により、前、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面が
あることについてはそれらを含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)
3. 旅行のお申込みと契約の成立時期
(1) 当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は
旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を
承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。こ
の場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日
までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。
4. 旅行契約内容の変更—当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サー
ビス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事
由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらじめ
速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サ
ービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明
いたします。
5. 旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂された
ときは、その改定額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日
の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の
成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で
旅行代金を変更します。
6. 取消料
(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴う
一泊一室(同室)にご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)
旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと
し、取消料と同額の返金をいたします。(3) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部
の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して 21 日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して 20 日前まで	旅行代金の 20%
(日帰り旅行にあっては 10 日目)	
旅行開始日の前日から起算して 7 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

＜旅行企画・実施・申込＞東京都知事登録旅行業第 2-7745 号 国際医橋株式会社
島根営業所 〒699-0722 島根県出雲市大社町北荒木 854-3 出雲観光タクシー内
TEL 0853-25-7201 FAX 0853-53-6020 旅行業務取扱管理者 宇都宮 睦登

＜企画協力＞ 有限会社出雲観光タクシー
〒699-0722 島根県出雲市大社町北荒木 854-3
TEL 0853-53-6010 FAX 0853-53-6020